

# 平成30年第1回東大和市議会建設環境委員会記録

平成30年3月9日（金曜日）

## 出席委員（6名）

委員長	根岸聡彦君	副委員長	荒幡伸一君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	関田正民君	委員	中野志乃夫君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（6名）

議長	押本修君	3番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	18番	中間建二君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

## 出席説明員（5名）

副市長	小島昇公君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	ごみ対策課長	中山仁君
土木課長	寺島由紀夫君		

## 会議に付した案件

- (1) 第32号議案 市道路線の廃止について
- (2) 30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情
- (3) 所管事務調査  
市の一般事務に係るごみ行政について
- (4) 特定事件調査  
行政視察について

午前 9時29分 開議

○委員長（根岸聡彦君） ただいまから平成30年第1回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

---

○委員長（根岸聡彦君） 初めに、第32号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、審査に先立ち、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

午前 9時29分 休憩

---

午前 9時56分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

本件につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第32号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

ここで、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

---

午前 9時57分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（根岸聡彦君） 次に、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読をお願いいたします。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

○委員長（根岸聡彦君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（二宮由子君） まず、このような陳情が提出されてきたということは、陳情者の方、また市民の方が施設建設費というんですか、当初の計画よりも施設建設費がふえたというのが前提となるような話ではないかというふうに思うんです。

そこで、まず改めて確認をさせていただきたいんですけども、この施設建設の必要性と、あと建設費の推移ですか、上がった推移というのをまず初めに伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） まず、建設費の推移について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、平成26年9月の段階で3市共同資源化事業基本構想、こちらのほう定めさせていただきまして、その中の基本計画の中にまず建設費ということで13億2,000万円ということでの建設費。そちらのほうの算定根拠につきましては、類似施設8施設の関係で平均単価という形で積算をさせていただいております。

次に、平成28年2月の段階で実施計画、こちらのほう作成いたしまして、こちらの中で概算の建設費ということでは18億7,920万円という形が出てまいります。こちらにつきましては、コンサルタントのほうの積算で衛生組合のほうを受けてるといような形でございます。

続きまして、平成28年7月の段階で、プラントメーカーのほうの提案ということ、建設をするに当たりまして衛生組合のほうで三者のほうに見積もりをとったという形になります。その段階では約29億円から42億円の段階だと。こちらにつきましては、既成の発注方式ということで、メーカーからの提案をもとにした内容、衛生組合が一方的な話ではなく、メーカーからのほうの提案でこういう形の施設がいいですよという話をあつた中での見積もりという形となっております。

これを受けまして、実際に28年11月の段階の補正予算の中で、組合の中で組合議会の皆様のほうにも提示をさせていただいている25億9,200万円という見積もりがまず出てまいりました。こちらにつきましては、業者のほうと調整をした中での見積もった金額という形になってございます。

平成28年12月の段階での入札で25億4,300万円という流れになりまして、年を明けまして組合議会のほうに審議をいただきまして契約という流れになってございます。

続きまして、施設のほうの必要性という話でございます。

こちらのほうの施設自体につきましては、耐用年数を今ここでもう迎えておりますごみ焼却施設、こちらのほうの建設、更新を見据えた中での実施事業という形になってございます。

小平市の中島町の敷地を活用した中でのごみ焼却施設の更新ということを今検討して、実施に向けて行っておるところでございます。

新ごみ焼却施設の処理能力、処理規模、こちらを小さくして、それでも発電設備を備えた施設、交付金の関係がございまして、発電設備を備えた中での施設更新という形になりまして、それでも建物の躯体はどうし

でも大きくなってしまいう形になります。

耐用年数が過ぎております。現在の粗大ごみ処理施設、組合敷地の東側のほうに隣接する小平市の清掃事務所用地、こちら小平市の敷地になりますが、そちらを借用した中で不燃粗大ごみ処理施設、施設更新を行った中で、また容器包装プラスチック、ペットボトルにつきましては、この資源については東大和市の桜が丘二丁目、こちらのほうに施設を新設し、焼却するごみ量を減らしていくという形になります。

当市の場合ですと、ごみ処理1市単独で行うという形が難しいということ、市内での用地確保が難しく、財政的にも難しいという状況になっているというふうに考えてございます。このようなことから、市内で発生する廃棄物、将来にわたって市民の皆様が安定した中で排出し、こちらの市のほうで処理していくという形を考えた中では、現在積み上げているこの3施設について建設するということが、進めていくことが必要なというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 今伺った中でも、基本構想ですか、実施計画、どんどんと金額的に建設費というものが膨らんでくわけですよ。そのふえてしまったという要因をどのように認識されてるのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 建設費の推移につきましては、先ほど御説明、課長のほうからあったところでございます。

建設費が上昇した理由というところでいきますと、一番最初に平成26年の3市共同資源化事業基本構想、こちらで算出した13億2,000万につきましては、類似施設8施設を抽出いたしまして、そこのかかったコスト、建設費の1トン当たりの単価をもとに計算をしております。そこに環境対策経費ということで算出したものの1.2倍ということで見込んだものとなっております。

その後、平成28年に入りまして、施設整備実施計画、こちらを委託により積算させたものでございます。そのときのコンサルタントを使って積算したわけですが、それで物価とか建設費の上昇ということで18億7,920万円というふうになっているものです。

最終的にメーカー提案をいただいた後の契約に至る段階のところの時点では、平成28年11月に衛生組合議会で補正予算を組んだわけですが、そのときに提出しました補正理由の中では、大きく3点ございまして、1つといたしまして、東日本大震災の復興関連工事の需要増、それと2020年東京オリンピック・パラリンピックの建設に伴う土木工事費の需要増。2点目といたしまして、VOC対策、悪臭、騒音及び振動対策、これら的高度化に伴う経費が加わってるということです。最後に3点目といたしまして、作業ラインの効率化と安全性を図ったということで、この大きく3点ございまして増額という形で金額が推移してるものでございます。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） まず、市の立場と衛生組合の立場がちょっと異なっちゃってるんで、いろいろ対応、いろいろ情報が行き来してないような状況もあるので、市の説明としてどうなのかというのはちょっとありますが、今の二宮委員の質疑の中でも、例えば廃プラ施設に関してごみ焼却施設を見据えた施設としてというね、云々という言葉が出てきますけども、これは確かにもともとそういう表現でされてきてますが、実際問題、ごみの減量化ということをするためにどうしても廃プラ施設が必要だということを衛生組合では一貫して言ってきた経緯があります。

ただ、残念ながら、その実態については本当にどれだけ数値的に減量、この廃プラ施設つくって減量化する

んだということを再三衛生組合の中でも質疑しても、答えようとしてこなかったと。実際問題、予算的に可決された後になってね、ようやくこれだけ減りますという資料を出しました。今回の陳情の一番最後に出てる3市共同資源物処理施設の設置に伴うごみ処理量の減量見込みというのね、これようやく出してきたんですよ。予算が可決されて以降ですよ。

まず、そこで基本的なことでもちょっと市のほうに聞くのは申しわけないところもあるんですけども、まず具体的にごみを減量するためにということと言ってきたことに関して、初めてこういう資料を出してきたと。これは私から見てもね、こんな数字だったら前からわかってることじゃいか、もう最初から、これしかはっきり言って減量ならないよというね。これは市としてもそう伺ってたのか。また、別の言い方をされてたのか。まず、その点をお聞きます。

○環境部長（松本幹男君） ごみの減量化というところで、市として申し上げることができる部分は、焼却するごみ量を組織市の一員である東大和市も減らしていく、そのことに継続して努めていくということになっております。

したがって、それはそれぞれの組織市が減量に取り組むというところで、当市も同じように減量に取り組み、それは最終的には日の出町への灰の搬入量、そちらも減らしていくというのが、またそちらの組合からの搬入配分量が来ておりますので、そういった中で当市は取り組んでいくというところのものでございます。以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとまず私が今伺ったのは、この単純に今小平市の軟質系プラスチックを燃やしているごみの分が減るだけですよと、この資料から言うよね。結局、廃プラ施設をつくっても、実際減る量っていうのはそれだけですよという、こういう資料について、つまり以前からそういう情報をもらってたのか、それは当市としても判断してたのか、聞いてたのか。ちょっとそこを聞きたかったんです。

○環境部長（松本幹男君） その点につきましては、議員さんのほうへ情報が行くときとタイミング的には変わらないというふうになっております。以上です。

○委員（中野志乃夫君） 確かに市のほうにもなかなか情報が来ないですね。もともとこれだけの量しか減らない、全体量の今焼却炉やる上でね、本当に微々たるもう数値しか減らないという数字をようやく出してきた。だけど、もともとは焼却炉に小さくしたい、容量を少なくしたいということで一貫して言ってきたのが、こういう結果だったということを実際にね、予算が可決されて以降初めて出すような、こういうやり方も大変問題があると当然思ってるわけですけども。

あと、この陳情の資料2に出てるこの意見書に関して、意見書に対する見解書の概要ですね。2%減量、削減量、重量比であるとか云々とかいろいろカロリーオーバー云々ってことで出てます。

これはちょっとまず基本的なところをお尋ねしたいんですけど、この見解書を出したのは衛生組合ということなんですか。市の見解ということになるんですか、これは。

○環境部長（松本幹男君） こちらの資料2の見解書でございますが、こちら開催したのは市のまちづくり条例に基づく説明会等にはなっているわけですが、見解を作成するに当たりましては、当時説明員として一緒に参加していた衛生組合職員がおりますので、そこは見解については共同で作成に当たったというところがございます。以上です。

○委員（中野志乃夫君） 一緒に作成に当たったということであると、市もこの内容で納得してるのか、そもそもね。この説明、ちょっと私、よくわかんないです、この説明自身が。

それと、前提としてね、現状の民間委託ということ抜きにして東大和市の場合、武蔵村山市の場合もそうですけども、それをやめていわゆる容リプラに関して全部燃やす方向にした場合云々という意味を言ってるのかですよね。どう考えても、現状で誰もね、はっきりと衛生組合の論議の中でも、即、全部燃やした上で云々という言い方はしてない。廃プラ施設つくる上では、現状の民間委託のまま維持しながら、単純に言えばね、小平市さんも民間委託すればわざわざ施設つくる必要はないんじゃないかって論議が中心だったはずなのに、この内容からするとね、さも全部燃やすべきだみたいだね、話のすりかえが行われてこういう論議になってるんですけども、この辺の認識はどうなんですか。市もそういう認識なんですか。

○環境部長（松本幹男君） こちらの意見の概要と見解ということで申し上げますと、これはあくまでも御意見をいただいたものが小平市のプラスチック、年間1,600トンというところに対する見解でございますので、見解で2%の減量というのは重量比ですというのが、それに対する見解でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） って言われても。

仮のその下以降ですよ。仮に焼却処理するとなると3市の容リプラを受け入れる容積が必要となるため焼却炉を大きくする必要がありますとありますが、これはどういう理解の仕方をしたらいいんですか。これ私も本当意味がわかんないですよ。容積が必要となる焼却炉を大きくする必要があるって結びつかない、この言葉がちょっとよくわかんないけど。ちょっとそれは市としてどう考えますか、この点は。

○環境部長（松本幹男君） 仮にということにつきましては、サーマルリサイクルという捉え方がそのところにかかわってくるかと思うんですね。サーマルリサイクルが現在の容器包装プラスチックをリサイクルせずに焼却することでの熱回収、そちらで求めている言葉のサーマルリサイクルと、あとは衛生組合が今後進めていく新ごみ焼却施設の中で考えてるサーマルリサイクルというのは、あくまでも現状の可・不燃、粗大ごみそちらのところからの熱回収のサーマルリサイクルということで、恐らくその考え方の、言葉の捉え方ですよ、そこが食い違ってるがために仮にということを入れてるのではないかなというふうに推測できます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） つまりね、正直言ってる意味が全然わからないというのはさっき言ったとおりです。

単純に小平市が燃やしてる軟質系のプラスチックの分しか減らないのであれば、わざわざ廃プラ施設をつくる必要はないのに、ただここにね、2%は重量比であり、仮に焼却という、この意味合いが全然違っちゃうわけですよ。それは、東大和市とか武蔵村山市の民間委託してる容リプラに関して全部燃やせといった場合は、確かにそういうことが当てはまるかもしれないけど、誰もそんなこと言ってないし、聞いてもないのに、ここで問題のすりかえがあるしね。それは当然市としてもわかるんじゃないですか、これは。

ちょっとそういう何というか、ごまかしが非常に多々あって、本当に私とすれば、ちょっと信用できないっていうのが正直な気持ちです。

それとあと、だからといって市が答えたわけじゃないんだったら、市に言っても申しわけないんですが、やはり気になることで、この陳情でも聞いてほしいと書いてありますけども、時々自区内処理が原則ってことをうちの市のほうでも言ってますけども、武蔵村山市の比留間運送さんが東大和以外でも、東村山からもね、そういったものを受け入れてると。この事実は御存じだったんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今回陳情をいただいて読み上げました中で、その部分について、私どもは他市の処理状況を逐一までは実を申し上げて把握はしておりませんので、今回こういう陳情理由がございますので、東村山市が発行しております秋水園の事業概要というものを、こちらのほう市に届いてますので、目を通しました。そこで確認をする中では、東村山市の容器包装プラスチックとペットボトルについては東村山市内の民間事業者への委託というふうに記載がされております。

武蔵村山の比留間運送に入ってるものという点では、事業概要上では生ごみが入ってるというふうには記載はされております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうすると、生ごみの一部が行ってるっていうのは、ちょっとまたそれもそれでちょっとよくわからないんですけども。

ただ、これね、ここでの論点で私は大事だと思ってるのは、自区内処理が原則だから、例えばね、東大和市のペットボトルを武蔵村山へ持っていくのはおかしいとかね、それは本来成り立たない論議じゃないかと思ってるんですけども、これは前にもちょっと私が質疑して聞いたことがありますけども、自区内処理ということに関してね、あくまでも別の法的な規制とか何らかのそういうことが整った言葉ではないですよ。あくまでもいろいろなかつての東京都内のごみ戦争といいますかね、そういった中でそういう原則が打ち出されてきた。あくまでも観念的になって言ったら変ですけども、そういうふうな目指すべき方向性っていうぐらいの認識として理解してよろしいんですよ。

○環境部長（松本幹男君） 自区内処理という言葉につきましては、法律上どこにも出てこないという言葉でございます。

ただ1点ございますのが、法の運用の中でみずからの市から出る廃棄物を処理できない場合、他市にお願いをする、その場合についてはきちんと他市から御理解をいただくという、そういう形で現実には運用を全国的にしております。そういったところから行っているものでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ついでって言っても変ですけども、お聞きしたいのは、結局、当市でもつまり衛生組合以外でも他市にお願いしてることってあります。つまり、武蔵村山市さんの比留間産業に持ってく以外でも何か物でお願いしてることってありますか。ちょっとそれだけ確認してください。

○環境部長（松本幹男君） 今の御質疑は、衛生組合が民間委託という部分で申し上げますと、現在、私が知ってる範囲では、衛生組合はみずからの施設を使った中で中間処理をしてるというふう把握しております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと言い方、ちょっとね、申しわけない、よくなかったんですけども。

かつて水銀とかあいつたものに関しては、の処理に関しては、今は衛生組合持ってってるんですけど。それとも別のところをお願いして持ってってるんですか。

かつて、これ衛生組合というか、湖南のほうの問題だったか、いろいろ問題になったときに、たしか秋田のほうに持ってるとかね、そういうことがあったような記憶があるんですけども、その辺は市でかかわってるのか、組合関係でそうしてるのか。その辺、ちょっとお聞きします。

○環境部長（松本幹男君） 水銀廃棄物につきましては、衛生組合に搬入はできません。衛生組合へ搬入するに当たっては、衛生組合の搬入の手引がございます。そちらで適正処理困難物を含めた中で水銀廃棄物は搬入が

できないとなっております。

したがいまして、水銀廃棄物、体温計ですとか乾電池、こちらにつきましては各市がそれぞれ回収を行い処理をしているという状況でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうすると、ちょっと水銀関係とかね、同じごみの中でそういったものに関しては、うちの市はどちらに持ってってますか。

○環境部長（松本幹男君） 現在、当市の場合の水銀につきましては、神奈川県横浜市内にございますJFE環境、そちらのほうへ搬入をして処理をしています。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） そうすると、ごみ、確かにいろんな多種にわたりますから、言ってみればどうしても処理しきれないものは処理できる場所を探して、そういうところに持っていかなくちゃいけないと。それは別にそれ自体問題ないとは思ってますし、当然そうせざるを得ないと思うんですよ。

その観点で言うと、水銀以外ではそういうところはありますか。もう水銀だけそういう特別な処理してますか。

○環境部長（松本幹男君） 水銀につきましては、先ほど申し上げましたように、横浜市内の事業者になりますので、毎年1度、横浜市長に対して事前協議を申し入れした中で御了解をいただいて搬出をしているという。

それ以外につきましては、平成29年度からになるわけですが、スプレー缶類の処理、こちらにつきましては埼玉県所沢市内の事業者のほうへ民間委託ということで、こちらについても事前協議をさせていただいて御理解をいただいた中で進めております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 結局、いろいろごみというのは本当に多岐にわたりますし、処理し切れない、いろいろそういったことで、結局、それこそ自区内処理という言葉も使えないぐらい遠いところに持っていかざるを得ない現状がありますからね、それはそれでそういうものだというところで。

この間、ちょっとね、私がここで言いたいのは、容リプラを武蔵村山市持っていくのは自区内処理原則に反すると云々とかそういう回答があったみたいなことを伺ってたんでね、それはちょっと違うんじゃないかということでもちょっと確認させていただきました。

それとあともう1点、ちょっとお聞きしておきたいことが、焼却炉の耐用年数云々ということに関して、これもちょっとね、うちの市としても直接衛生組合から聞くしかないという立場なのかもしれないんでちょっとあれなんですけども、今回の廃プラ施設のこの問題の経過としては、もともと焼却炉、先ほどの質疑もあったとおり、焼却炉本体の容量を小さくしてよりコンパクトにしないと経費的にもいろんな問題で大変だということから始まって、この論議になってずっと来てるわけですね。

だけど、当然その廃プラ施設云々という前から、焼却炉はもう耐用年数がもう間近なんで、即つくりかえなくちゃいけないと、更新しなくちゃいけないという論議は、前から廃プラ施設の問題以前からありましたよね。それをちょっと確認させてください。

○環境部長（松本幹男君） 衛生組合の焼却炉につきましては、かつて耐用年数を迎えるということで建て替え更新事業ということで取り組んだ過去がございます。当時、建て替えということで検討を進めてたわけですが、最終的には延命化ということで、一度延伸かけるということで、現在平成33年までというところまで来ている状況でございます。



以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとなぜそこを伺ったかという、つまりこの廃プラ施設建設云々という前からもう焼却炉本体はもう更新しなくちゃならないという論議がずっとあった。にもかかわらず、衛生組合といえますか小平市さん中心に廃プラ施設をつくるということで、その焼却炉の動きをとめたわけですよ、はっきり言って。つまり、その名目は廃プラ施設予定、本体を減らすこと、焼却炉本体のあれをね、小さくできるってみたい論議で。

ただ、実際このことがほとんど影響してない。実際問題、関係なく、ある面同時進行したってよかったぐらいな話なのに、廃プラ施設のこっちのほうを優先して、変な話ね、そっちのほうがなかなか進まないから焼却炉本体の更新ができないみたいなね、大変おかしな論議が結構続いてたかと思ってます。それもやはりちょっとどうも納得しがたい内容です。

いずれにしても、これ市の今回の陳情趣旨からすると、市税の使い方としてってなってるので、市の立場としてなかなかね、税金の投入の仕方と云々ということの事務的なことと言えば、なかなかやりようがないということもあるかもしれませんが、姿勢として、市の行政の姿勢として、やはり幾ら3市で共同でやってるからといって、今回のこの廃プラ施設建設に関しては、やはり行政上でいろんな言えることがあったんじゃないか、言う必要があったんじゃないかと思うんですけども。

つまり、この内容だったら民間委託のままでもよかったし、わざわざこんなお金使う必要もなかったし、また今の焼却炉の更新の今作業にしてもね、なかなか情報がきちっと市に来てないんじゃないかと。衛生組合のほうだけでぼんぼん進んで、なかなか話が進んでないかっていう疑問が多いんですが、ちょっとこれに関して行政の立場として見解はどうなんでしょう。

○環境部長（松本幹男君） 今のお話の中で、本来であれば過去に建て替えを行うということで検討していたわけですが。それを別に小平市がとめたというわけではございません。

最終的には施設更新で延命化を図るということで一度延ばしたわけですが、それも平成33年までということで当時更新事業をやるときにわかっていたわけですが。ですから、並行して平成15年度から最終的には平成33年は建て替えなきゃいけないのでどうするかということで検討組織を立ち上げたものというふうになっております。

そういった過程の中で、今回、先ほど施設の必要性の一番最初の質疑の中でも答弁したわけですが、隣接する小平市の清掃事務所周地、こちらのほうを不燃・粗大ごみ処理施設の更新場所として新たに土地を借りて広げなければいけないというのがあります。なので、そういった議論の中で組織市として協力できる部分を当時検討事項として積み上げて話し合ってきたものというふうになっております。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 今回の陳情ですけれども、廃プラ施設への市税の投入は不適當かつ妥当性に欠けるといふ決議を上げてほしいということです。

それで、陳情理由のほうを読みますと、3市市民の税金の使い方として不適當、妥当性に欠けるといふことです。具体的に言えば、衛生組合がこの事業、これ以上前に進めることは不適當だといふ内容にこれ当然なるといふふうに思います。

これは東大和市議会として都市計画決定の中止を求める陳情を採択したという経緯からいっても、私は採択

すべきだというふうに考えてるわけですが、都市計画決定中止を求める陳情が採択されたにもかかわらず、東大和市としてこの都市計画決定に至る諮問を出し答申を得るという手続を前に進めてしまったということがこの陳情のもとになってるというふうに考えるわけです。

その点で、都市計画決定中止を求める陳情が議会で採択されたにもかかわらず、なぜそれを前に進めたのか、これが基本的な問題であると思いますので、この点についてまず、これは副市長も見えてますので、市のトップレベルでの判断だと思いますので、見解を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 3市の資源物処理施設につきましては、東大和市でいいますと8万6,000市民のために必要不可欠な施設だという判断をいたしております。3市の34万、35万の市民にとっても必要だということ判断をしておりますので進めているということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 以前に東大和市として、この廃プラ施設の建設は不可能だということで庁議決定をした経緯があります。その理由が、東大和市議会がかつてこの問題での陳情採択してるということを理由にして都市計画決定できないという判断をその時点ですて、建設不可能、受け入れ不可能ですか、という庁議決定をしたという経緯からいっても、直前の市議会での陳情採択にもかかわらず、率直に言って一顧だにされずこれを強行したというのは、当時の建設不可能という判断から見ても大変矛盾する判断になるというふうに考えるわけですが、その点はいかがですか。

○副市長（小島昇公君） 過去にそういうことがあったというのは事実だということは認識を当然してございます。

尾崎市長は、2期目、これを建てる、つくるということで、対立候補はそれをつくらないということで主張して、当選をしておりますので、当然市民のコンセンサスを得た中で進めるということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 2期目の市長の公約でこれをつくるという公約はされてないというふうに私は認識をしています。つくるって具体的な公約を見た覚えがないですね。

それで、公約としてまず事実として掲げていない。それからもう一つは、議会の姿勢、明確に陳情が採択されたという事実があるにもかかわらず、かつてそれを理由にして都市計画決定ができないから受け入れ不可能という判断をしたのに、市長が仮に公約に掲げたとしても、そのことで市議会での陳情採択を踏み越えて都市計画決定を強行するということが可能だというふうにはならないと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 都市計画決定を市が踏むに当たって重要な、一番大きい要素というのは都市計画審議会でございます。都市計画審議会へ諮問した際に、そのような陳情が上がる前に私ども諮問を市としてかけており、最終的に都市計画審議会の議論を経なければ市は都市計画ができないという法的ルールがございまして、私ども行政としてはルールに基づいた形で事務を進めてるところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 諮問を出したのは、答申が出た当日だと思います。陳情採択した時点では諮問は出されていないんです。今事実と違うんじゃないですか。ちょっとその点、もう一度確認します。

○環境部長（松本幹男君） 失礼しました。諮問、答申が当日にはなっております。

ただ、都市計画審議会のほうへは1年近くかけて状況の説明をしてきたというところがございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 説明をしていたというのは、私も知っています。ただ、そういう説明があったことも踏まえて、都市計画決定の手続をそこでとめてくれと、つまり諮問を出さなければ都市計画決定の手続は前に進まないわけですから、そういう陳情が出され、それに基づいて市議会でもこの陳情が採択をされたということなんですね。それにもかかわらず前に進めたということがあって、今回のこういう陳情になっているというふうに私は思います。その点で、東大和市が行った判断というのも非常に大きな問題があったのではないかというふうに言わざるを得ないというふうに思います。これは意見です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（二宮由子君） 陳情の趣旨の中からお伺いしたいと思うんですけども、陳情趣旨の中で、陳情者が市税の使い方、先ほど尾崎委員もおっしゃってましたけれども、市税の使い方に関して不適當かつ妥当性に欠ける。この分担金等の名目いかん問わずというところをちょっと伺いたいと思うんですけども。

一部事務組合の負担金・分担金というのは、組合議会内で審議をされて議決された後に予算計上されるというふうに私は認識してるんですが、そこで組合議会内で負担金・分担金に関しての審議をどのようにされたのか。あと、議決の詳細、要するに、例えばどこの市の議員が反対されたとかいろいろあると思うんですけども、予算ではなくて、ここのいう分担金のみで結構ですので、その詳細を伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 陳情趣旨にございます分担金等の名目のいかんを問わずというところにつきましては、現実的には分担金での支出しかないというところになっております。

それと、位置づけという点におきましては、組織市への分担金というのは一部事務組合議会の中で先に議案として提出されます。したがって、毎年度衛生組合議会のほうで組織市の分担金についてという議案が出され、組合議会の中で審議をいただいている。その審議の結果、可決されたものを組織市は当初予算として計上するという流れになっておりますので、組合議会で議決をされたときには、私ども行政の立場としてはそれは義務的な経費としての負担という位置づけになります。

そのことにつきましては、自治法に基づいた形で手続を進めておりますので、小平・村山・大和衛生組合の規約の中でも、経費の支弁の方法については、負担金については毎年度組合議会の議決を経てこれを定めるというふうに規約のほうでも定まっておりますのでございます。

また、今2月の組合議会定例会の状況でございますが、分担金の議案、また平成30年度当初予算の議案、それぞれあったわけですが、審議のほうは一括してという形で関連があるというところでしたわけですが、ただ議案に対する採決はそれぞれ別という形で行ってございまして、分担金については組合議会では全員賛成をいただいたところで議決をいただいているものでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 分担金について、私も大分長い間、衛生組合議員やりましたけれども、私が在籍していたときでも分担金については、基本的に全会一致で認められていたというふうに私も記憶をしています。

ただ、この陳情趣旨は、分担金を支出することが不適當だといっているわけではないというふうに私は、この陳情理由も含めて読めば、理解できるころだと思えます。分担金として支出をしても、この廃プラ施設整備に使用されなければ、これはお金として残っていくわけですから、分担金の支出そのものを否定するものではなくないというふうに考えられます。

一応伺いますけれども、分担金でそれぞれの3市が支出をし、それが組合の事業の原資として使われる。それ

が予算執行されて、これが残った場合に、これはどういう扱いになるのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 残った場合というところではいきますと、それは繰越金という形になろうかと思えます。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（荒幡伸一君） ただいまるる質疑がございました。

今陳情趣旨では、市税の使い方として不適当かつ妥当性に欠けるとの決議を市議会に求めておりますが、本来であれば、尾崎市長や小島副市長が直接市民と向き合って話し合うべき内容であるというふうには私は考えます。

そもそもこの施設は、本来は必要のない施設であると我々は一貫して主張してまいりました。今でもそのように思っているところでございます。

しかしながら、本事業が衛生組合としての事業として位置づけられ、衛生組合議会の中では残念ながら本事業にかかわる予算が成立し、当市においては都市計画審議会での議論を経て、尾崎市長が都市計画決定の手続を行ったわけでございます。そして、現在その予算や都市計画決定手続に基づいて事業が進んでおります。

このような経緯を経た中では、今この事業を見直し、修正ができるのは小平・村山・大和衛生組合議会での議論であり、管理者である小林市長、また副管理者としての尾崎市長であります。この段において、このような市議会の決議を行うことは当市が衛生組合に負担金を支払い、安定的にごみ処理事業を行っていること、そのものを否定することにつながります。

また、本定例会の中で監査報告書が提出をされておりますけれども、当市の監査においても衛生組合の負担金を含めたごみ処理事業は適正に行われていると判断をされていることも考慮して判断をしなければならないというふうに考えております。ここまで来たら、地域住民の皆様に迷惑がかからない施設にすることを考えなければならないというふうに思います。

よって、陳情趣旨は十分理解ができるものではございますが、市議会で決議を行うことには賛同しかねるものでございます。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） ほかにございますか。

○委員（尾崎利一君） 今の荒幡委員のお話ですけれども、それは分担金を東大和市が支出することをこの陳情が不適当だって言ってるっていう理解に基づいてるんじゃないかと思うんですよね。

私、先ほど言いましたけれども、実際にこの陳情趣旨、陳情理由読んでみれば、分担金として支払うことを否定してるわけではないですよ。廃プラ施設を建設することに市税が、3市の市税です、ここで言ってるのは、小平、東大和、武蔵村山市の3市の市民の税金がそういう形で使われるということそのものがまずいよということを東大和市議会として決議してほしいということなので、分担金の例えば一部を支払うべきではないとかっていうことが直接ここで言われてるわけではないのでね、その点でいうと、そのことが分担金を否定したり3市でごみ処理事業をこの衛生組合でやることを否定するというにはこれはつながらないんじゃない

かと思うんですね。

だから、私はこれまでの議会での、ずっと前からさかのぼれば、6項目について住民の理解を得られないうちにこの事業、そのまま進める、理解を得ないまま進めるべきではないという陳情採択も含めて、この間とっている市議会の立場からいってもね、やっぱりこれは採択をし、決議を上げるということで対応すべきだというふうに思うんですね。

この陳情の趣旨が分担金としての支出を減らせとか、分担金そのものを払うなっていう趣旨では全くないということをちょっと基本的な理解として据えないと、結論が地方自治法上どうだこうだっていう話になってしまうので、そこはちょっと前提として共通認識を持つておく必要があるんじゃないかと思います。

○委員（荒幡伸一君） 先ほども申し上げましたけども、我々は施設建設に対して今でも反対をしている。この施設というのは、本来は必要のないものだというふうに思っておりますし、地域住民の皆様の理解を得ずに建てるのはやはり反対だというふうに思っているところでございます。

しかしながら、陳情を判断するのはあくまでも趣旨でございますので、趣旨を読んだ限りでは、先ほど申し上げましたとおり、市議会で決議を行うことは賛同しかねるというものだというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（関田正民君） 私は、今荒幡委員が言うように、荒幡委員が言ってることは私は正しいと思います。逆に尾崎委員のほうが、分担金にこだわってるのかな、そういうふうに。それはね、当市議会で決めることじゃないんです。衛生組合議会でちゃんと決めることであって、我々が口出すことじゃない。私は荒幡委員が言ってることが正論だと思ってます。

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（尾崎利一君） 間違ってると言われたので。

先ほどの二宮委員の質疑や、それから荒幡委員の今の自由討議も含めて、私はこれを分担金を否定してるっていうふうにとってるんじゃないかっていうふうに思うんですね。ただ、先ほど答弁であったように、分担金によってこの事業が成立をしていると。ただ、廃プラ施設建設が行われなければ、それは出された負担金を否定することではなくて、残ったお金として残っていく。場合によっては翌年以降の分担金その分減額されるという形になるもので、全く問題がないということ指摘してるんです。

それでもう一つは、市議会で、先ほど6項目について、住民の懸念ですね、6項目について理解が得られないまま進めるべきではないという陳情採択から始まって、直前の都市計画決定中止の陳情採択という経緯からして、それを踏み越えてどんどん進めるっていうことに対して、やはり市議会として市議会の意向を尊重すべきだということでこうした決議を上げるというのは、もうどんどん進んじゃってるからといって、これを追認すると、仕方がないというふうにするべきではないんじゃないかというふうに思います。

○委員長（根岸聡彦君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（中野志乃夫君） 今陳情に賛成の立場で討論を行います。

先ほど来質疑等でありましたが、今回のこの趣旨は、明らかに小平・村山・大和衛生組合が本当に各行政に対してもそうですし、市民に対しても情報をきちっとはつきりなかなか出さない、そうしたこと、また運営的にもなかなか各市でうまくやれてるとは私は到底思えていません。市の担当者にもなかなか、私に来てる情報が届いてなかったりとか、そういったさまざまな問題があるのが実態として明らかのように、やはり今廃プラ施設、これは明らかに必要のないものを無理やりつくとか、こういう問題が発生してるわけですから、そこでの衛生組合での派遣議員、私も派遣議員の1人ですが、その立場とはまた別にして、各行政としてね、市としてやはりおかしいことはおかしいと、これを正していく姿勢は大変必要だと思っております。

その意味で、今回の陳情はまさにそういった市税の使い方としても疑問があると、そういう立場をとった陳情でありますし、その内容からすれば、衛生組合云々関係なく、市議会としてこれが問題があると判断すれば、やはりそういう立場をとっていただきたい。その意味で皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私も陳情に賛成の立場で討論を行います。

日本共産党は、この問題、起きて以降、杉並、それから寝屋川等視察をして、やはり健康環境被害に対する住民の懸念には道理があるというふうに考えています。

それからもう一つは、4団体側が住民の理解を得た上で事業を進めるという合意を交わしたにもかかわらず、この合意をわずか2カ月の市民説明、8回の市民説明で諦めてしまって、やはり必要だからとにかく進めるんだという強硬姿勢に転じたということも誤りであるということで、この施設建設には一貫して反対しました。

それで、当市議会としても、先ほど来述べている6項目について市民の理解を得られないまま進めるべきではないという陳情採択や、最近では都市計画決定の中止を求める陳情採択等を進めていたにもかかわらず、さらにこの事業が進められようとしているという点に立って、やはり市議会として決議を上げるべきだというふうに考えます。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（根岸聡彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時07分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、市の一般事務に係るごみ行政について、本件を議題に供します。

前回の当委員会において、所管事務調査の調査項目を配付いたしました。本日はこの調査項目に基づいて、順次調査を行いたいと思います。

それでは、まず初めに①のごみの分別に対する市民の意識についてであります。質疑に際しまして、市長部局、担当部局のほうから説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 所管事務調査の内容ということで、前回委員長のほうからいただいた書類の中から、事務局として記載させた内容を説明のほうさせていただきたいと思っております。

①としまして、ごみの分別の必要性に対する歴史的な経緯という形でございます。こちらのほうは時代の背景という話があるございまして、江戸時代から明治時代、昭和の時代、後期で平成の時代という形で、いろいろ移り変わっているという形でございます。江戸時代については生ごみ、こちらについては空き地や川のほうに捨てていたというような時代が。また肥料にしていたということ。また、明治時代になりますと、汚物掃除法でごみは焼却するというような形の法律のほうが出てきております。一般的には埋め立てをしていたというような形でございます。昭和の時代になりますと、清掃法の制定となりまして、きれいにしていこうというような気概が生まれてきたということでございます。また、昭和の後期については公害の問題、こちらのほう発生しまして、イタイタイ病だとか、そういったものがありました。随分規制が厳しくなってきたというような状況でございます。平成になりましたら、今度は循環型社会の形成推進基本法ということで、平成の12年に制定されているようなもの、こちらのほうでリサイクルをしていくということで、3Rの推進という形になっているということで、リデュース、リユース、リサイクルということで、広く進められているのが、これが今の今日の状況というような状況でございます。

時代の変遷に伴いまして、高度成長というようなことで、生活スタイルが変化しております。人々が生活する中でもたいたいということから、利便性を追求するというような形になってきているというふうにご考えてございます。排出されるごみの内容が大きく変化している。昔はプラスチックという形のものはないという形がございしますが、今の現状では鮮度を重視するというようなことから、おしょうゆだったり、いろんなものが鮮度重視の形でプラスチックの関係が多く使われるようになってきていると。また加工がしやすいというところから、そういったものになっているというふうにご考えてございます。

続きまして、2番のごみ分別の目的、期待される効果という形でございますが、ごみの分別をすることで、ごみと資源を分けていただくということ。資源の排出抑制、再使用、再利用、こちらのほう資源の有効活用ということ及びごみの削減ということで、特に可燃ごみの削減が見込まれます。分別を行うことで市のごみの処理経費、こちらの削減についても期待がされるところでございます。市民の皆様には多くごみの分別アプリだとか、そういったもので周知をさせていただいているところでございます。

そのほかにもごみの焼却が減ることで灰が少なくなるということで、東京多摩広域資源循環組合があります二ツ塚処分場、あちらのほうへの灰の搬入、こちらのほうについては減らす努力としていくという形になってございます。

3番、行政の取り組み及び内容と分別に対する市民意識の変遷ということで、国の廃棄物処理体制及び処理は、明治以降随分変わってきているという形でございます。年を追うごとに変わってまいりまして、東大和市におきましても、時代に即した収集体制、こちらのほうつくっております。市民の皆様へ収集品の追加、廃棄物の

時代とも変換しております。ごみにつきましては、当初可燃及び不燃という形の2分別、こちらのほうからスタートしてございまして、東大和市の状況からいいますと、昭和40年につきましては、1市2町で小平市、村山町、大和町ということで、こちらのほう今の衛生組合ですが、その前身になる一部事務組合を設立してございます。昭和52年になりますと、モデル地区ということで、有価物の回収をこちらのほう初めております。昭和60年に有価物の集団回収の報奨金の交付制度、こちらのほうを実施してございます。平成になりまして、平成2年、こちらコンポストモニター、その制度を開始してございます。平成3年、空き缶カンガルーということで、今各拠点のほうに置いておりますが、カンガルーボックスですね。あちらのほうで空き缶の収集、こちらのほうを開始してございます。平成4年になりまして、モデル地区ということで、生瓶、生き瓶ですね、こちらのほう回収のほう進めておりまして、牛乳パックの回収もこの時点から開始をしてございます。平成9年度、こちらになりますと収集体制がどんどん変化しておりまして、可燃ごみにつきましては週3回、不燃ごみ週1回、資源物月2回ということから、可燃ごみが週2回、不燃ごみ週1回、資源物週2回ということでの収集体制、変化してございます。平成13年になりますと、容器包装プラスチックのモデル地区ということで、12地区の2,300世帯、こちらのほうで収集の開始をさせていただきました。平成23年には事業系の一般廃棄物の有料化、26の拡大ということと、平成26年度には家庭廃棄物の個別収集の開始及び家庭廃棄物の有料化、こちらのほうを進めております。27年度、28年度につきましては、広報誌やアプリの関係につきまして開始しているということで、周知のほうさせていただいております。

4番の行政及び市民に対するさらに求める分別に対するものということになります。

ごみの分別につきましては、市民の皆様の御理解と御協力があるものだとということで実施させていただいておりますが、現状廃止されているごみの中に、まだ資源になり得るもの及びスプレー缶や乾電池、こういったものがまだ入っていることが珍しいことではあるんですが、まだございます。こういったものは少なくしていただきたいということが求めるところ。可燃ごみや不燃ごみの中に紛れておりますので、そのまま焼却処分してしまいますと、大変危険な事故になるということでございます。その関係から、衛生組合の焼却炉で一時焼却が中止したということも過去ございました。さらに分別を進めていただきたいということが私たちの思いでございます。

以上になります。

○委員長（根岸聡彦君） それでは、質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（荒幡伸一君） では、何点か質疑をさせていただきます。

まず、先ほどお話がございました東大和ごみ分別アプリに関してですけれども、こちらの利用状況とどのよう

に評価をされているのか、お聞かせいただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ごみ分別アプリ利用状況、市民の皆様が何ていうんですかね、分別を手元で簡単に見られるようにという形で、まず導入はさせていただいております。また、市からのお知らせというものをタイムリーに皆さんにお知らせをさせていただいて、どういうごみの分別の状況になっているということもあわせてお知らせしたいという形になってございます。

分別アプリの状況というか、利用の関係につきましては、評価ですが、すごくこれは受けがいいのかなと。簡単に内容についてはすぐ見れるということ。また、ダウンロードしてもそれほど容量の大きなものではありませんので、ダウンロードについてもすぐに終わるということ。使われている方の評価、こちらのほうは廃棄物の審議会の委員さんのほうからも、すごく使いやすいということ。また、これを見て旦那さんがごみの排出



について積極的になったというような御意見もいただいているので、評価自体は高いかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、これも先ほどお話がありましたけども、事業者の負担で、例えばイトーヨーカドーさんですとか、そういうところで資源の回収を行っておりますけども、その効果についてお聞かせいただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 事業者の負担ということで、拡大生産者責任ということで、EPRと言われていたものになります。こちらにつきましても、事業者さんのほうの今のところは御意向で行っていただいているという形になりますが、ただ自分たちでつくっているものを自分たちで回収し、特にペットボトルなんかはB to Bということで、ペットボトルからペットボトルにということで、結構メーカーさんのほうでも力を入れていることかなというふうに思ってます。こちらにつきましてもの効果ということは、やはり市の中でもそれだけ回収するものが少なくなるということで、今現状ではトン数どれぐらい出てるかという形は今把握はしてございませんが、結構大きなウエートは占めているかなというふうに思ってます。

また、こちらにつきましても、EPRにつきましても、今後もメーカーさんのほうには働きかけを行いながら、拡大をしていただきたいと。市の中での収集についてはしない方向にできるだけ持っていきたいなというふうな形では考えてはございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） ぜひよろしくお願いをいたします。

ごみの分別やこのリサイクルに関しての問い合わせっていうのは結構ふえているのかなというふうに思いますが、それに対して出前講座のこの依頼も多くなってきているのではないかなというふうに考えております。受講した方からは、「とてもわかりやすくよかった」というような声を聞いているところでございますけども、この出前講座の簡単で結構です。内容と実施状況について教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 実施状況につきましては、毎年10件から20件ぐらいでございます。内容につきましては、ごみについての分別の仕方、また出し方、紙ごみにつきましても、今雑紙という形が結構言われているところがあるんですが、そちらについて結構可燃ごみのほうに混ざっているものがございます。そちらについては基本的には紙ごみですと。実際に物を見せていただいて、分別を促していくというような形もさせていただいています。

また、今委員のほうからもおっしゃっていただいたとおり、行くと結構目からうろこというんですかね、わからなかったことがすごくわかるようになったという形がございます。好評を博しているということ、また前回行った芋窪地区の方については、またもう一回お願いしますというふうなお話もいただいておりますので、順次広げていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） よろしくお願いをいたします。

では、次に、可燃ごみですとか不燃ごみ、また容器包装プラスチックに関しては、原則個別収集をしていたいただいておりますけども、この個別収集の依頼はあるものの、個別収集が困難な場所に対してはどのような検討がなされているのか。また、ごみステーションを今後どのようにしていく考えがあるのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君）　そうですね、平成26年から個別収集ということで、東大和のほうもスタートをしているわけですが、確かに当初は個別にしてほしいというようなことの要望もございました。今現状多いかという、今の中では多くはないという形になってます。個別収集の困難地区というのはやはりございます。それについては坂が急だったり、その場所にごみを置いておくと、やはり転げ落ちてるといふようなところも、やはり市内のところではございますし、そういったところにつきましては、皆さんのほうにきちんとお話をさせていただいて、1カ所に集められるところに集めていただくという形できちんとお話をさせていただいて、御協力いただくという形をとってございます。

また、今お話しいただいたごみステーション、こちらにつきましても、今まださまざまところで残っているところがございます。ただ、今東大和の収集体制として、資源ステーションには、ごみステーションには資源を置いていただくという形を考えておりますので、今のところはまだそのままかなというふうに考えてはおります。ただ、このままにするという形ではなく、所有者の方もいらっしゃいますし、基本的には市のものという形ですが、これからその行く末については検討していきたいなという形で考えてございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君）　ありがとうございます。

結構狭くて車が入っていけないですとか、急坂だとかっていうところ、行けないっていうのは理解できるんではあるんですけども、小さな車で入っていけば収集もできるのではないかというふうに考えるんですけども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○環境部長（松本幹男君）　今お話がございました車両をかえてというところでは、取り組んでいる自治体の一部にはあるというのは承知はしております。当市の場合、そこまで実施するかというところにつきましては、現状ではやはりその分の委託経費というものがそれ相応にかかってしまうというのがございますので、今現在は先ほど課長からもお話がありましたとおり、各地域の皆さんの協力をいただきながら、個別収集ができない場所について、極力拠点拠点で固めていただいて収集をしているという状況でございます。

今後のステーションのあり方という先ほどのところとも関係してくるんですが、今後の資源ステーションがまだ残っているという点もございまして、そこにつきましては、今後も引き続き特に民間回収にですね、かなり今市民の方も足を運んでいただけている状況がございまして、極力事業者協力をさらに今協力を求めていく。また、そういったところへ意識啓発を促していくというところで、資源物の回収量が減らせるところとあわせた中でですね、あわせた検討というところでは考えております。

以上です。

○委員（荒幡伸一君）　ぜひ前向きに、車の件ですね。検討していただければというふうに思います。

また、このごみの分別に対する市民の意識のこの見える化っていうことが大切かというふうに思うんですけども、この点をどのように捉えているのかっていうふうのところをお伺いしたいんですけども、例えばこの可燃ごみの量がどれぐらいこの減少しましたよとか、不法投棄がどれぐらい減りましたよかっていう数字がわかれば、教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君）　可燃ごみや不燃ごみ、その他排出物についての、その総量とか、そういった金額、そういったものについて市民の方に対しては、今現状「ごろすけだより」ということで、廃棄物広報誌、ごみ対策課のほうでは作成させていただいておりますので、その中で全戸配布のほうさせていただいておりますから、そちらのほうにきちんと記載をさせていただいて、見える化のほうはさせていただいているところで

す。

ただ、不法投棄につきましては、今現状これだけあって大変なんだというようなことは、ちょっと今のところ数字的なものは持ち合わせてございません。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 担当課のほうからるる御説明があったんですけども、前回の委員会のときにですね、私申し上げたと思うんですけど、何かこう資料というものに沿った形で御説明いただいたほうが、本来であれば所管事務調査スムーズに進むのかなというふうに思っています。

前回私、ごみゼロプランだとか持ってきたほうがよかったというふうに反省もしましたので、きょう持ってきたんですけど、例えばきょうの御説明も、この市が作成したごみゼロプランにのっとった形で御説明をいただければ、そのほうがもっとわかりやすかったのかなというふうに思っております。

あと、前回のときにも2番のごみ出しカレンダーに対する評価という中で、ごみ出しカレンダーも見ながら説明、見たほうがいいんじゃないかという意見もあったと思うので、きょうはもう御説明いただいたので、これはこれでよしとしてですね、今回はそのごみ出しカレンダーを含めて、何かこう手元にある資料がないとですね、なかなか質疑というか、意見というか、申し上げにくい場合もございますので、ぜひその点も含めて委員長の方で調整していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（根岸聡彦君） 今二宮委員がおっしゃったとおりで、ちょっとその資料のほう①に関しては、担当部のほうで用意を依頼するところまで至ってなかったということで、私としては反省をし、また②以降について、そのような形で進めていきたいと思います。ごみ出しカレンダーについては②に入った段階で、皆さんにお配りをし、それに沿った形で説明をいただいて、また質疑のほう進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員（尾崎利一君） ごみ分別に対する市民の意識ということで、③のマナーとも関連すると思うんですけども、今国会で働き方改革っていうんで、長時間労働で過労死するようなね、状況も大きな議論になっていて、まあ月100時間、200時間なんて残業している人は、ごみの分別とか言われても、とてもそれどころじゃない、もう生きるか死ぬかみたいな状況になってるんじゃないかって、こう思いながら聞いているんですけども、そういう点で、この分別がなかなか十分行われていないなっていうような地域的とか、その住環境というか、そういう特徴的なこと、こういうような人が多いところは、ちょっと分別されていなかったり、不法投棄が多いなっていうような、そんなような傾向みたいなことが何か感じることもありましたら教えてください。

○環境部長（松本幹男君） ごみの分別につきまして、基本的に皆さん御協力をいただけてるところは、まずもってあるわけですが、今お話がございましたように、特別的にこう挙げるとすればですね、やはりどうしても長時間労働というところも加味すると、単身でお暮らしになっているところの集積所がどうしても不分別になる傾向にどうも強くなってしまっているというのがございます。ただ、現在市のほうではそういったケースについては、管理会社さんと連携とらせていただいておりますので、市でも当然いろんな形でポスティング等はさせていただくわけですが、管理会社さんも最近は一と昔前と違いまして、かなりそこは協力をいただけてるという状況にございますので、そこは引き続き歩調を、整合性とりながらですね、進めていきたいと思っております。

ただ、また一方で考えますと、少しそれるかもしれないんですが、高齢化が進んできているという部分で、これはまあ御本人にという以前の部分で、どうしても単身高齢者の方で、やはり年齢的にだんだんその辺の分

別ができたものが難しくなっているというような、そういうところは今後ですね、時代の到来で来てしまいますので、そういったところも引き続き、そこは市も検討は何かを加えていかなければいけないかなというふうには感じております。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） それでは、①に関する質疑は終了してよろしいですか。

もしまた途中で何かあれば、また戻っても構わないかなと思いますが。（「かなり関連してるからね」と呼ぶ者あり） それでは、関連している部分がありますので。

それでは、次に②番のごみ出しカレンダーに対する評価についてに入りたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

---

午前11時34分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ごみ出しカレンダーに対する評価、こちらについても担当部のほうから、まず説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） そうですね、ごみ出しカレンダーを見ながらという形だと、ちょっと違うんですが、この所管事務調査のこの内容でお話しさせていただきたいと思います。

1番のごみ出しカレンダーの発行の経緯という形になりますが、こちらにつきましては、平成26年の8月から個別収集を実施することになりまして、それ以前は地区ごとの週単位で回収品目が固定されていたものから、カレンダーを個別に作成するという形がございましたが、それ以後については一部の回収品目の回数の減少や収集日の変更しておりますことから、市民の皆様へに収集日、こちらのほうをわかりやすくということで、発行のほうを目的としてさせていただいております。

活用方法につきましては、こちらの今お手元にある、このごみ出しカレンダーについては、平成29年10月から使用していただいているカレンダーという形でございます。ごみの出し方や減量方法については、右側のほうに掲載させていただいておりますので、カレンダーを活用していただき、排出されるときに減量への取り組みということを少しでも認識いただいて、活用していただけるようにということで、この右側には今回減量の方法を記載させていただきました。

カレンダーについでる3番についての市民の反応ということで、こちらのほうは今までのカレンダーはこういう減量の方法というのは、なかなか載せておりませんでして、この排出日っていうのを大きくカレンダーをしておりました。その関係もありまして、見やすくないというようなお話も確かにあります。ただ、減量方法がわかってすごいいいということ、また色が多岐にわたってますので、すごくわかりやすいっていう御意見もある一方、色を使い過ぎっていうような御意見も確かにございます。ただ、おおむね皆さんのほうには好評を得ているという形になっておりまして、御理解はいただけているかなというふうに思ってます。

さらに改良する点という話になるんですが、こちらにつきましては、市民の皆さんが1年間通じて使っていただくものですので、大きく変更は今のところ考えないほうが、市民の皆さんのほうに御負担がないかなとい

うふうに考えております。ただ、これからやっぱり色覚に弱い方というような方、またなかなか目がもう見れない、近眼、老眼という話のところもございまして、内容についてはもうちょっと精査をさせていただいて、皆さんに見ていただけるような、そういったこのごみのカレンダー、つくってまいりたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） それでは、②のごみ出しカレンダーに対する評価について、御質疑、御意見等がございましたら、発言のほうお願いいたします。

○委員（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございます。

このごみ出し——ごみ排出カレンダー、非常に見やすく、わかりやすく、ごみが出しやすくなったというような声を聞いているところでございます。よりよくなるように、御検討いただければというふうに思っています。

ただ1点だけ伺いたいことがあるんですけども、家庭用のこの医療廃棄物に関しては触れてないんですけども、その点に関して、この載せるような御意向があるかどうかと、お伺いできればと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今御質問がありました、その家庭用で使っている医療器具、注射針だったり、いろんなものがあるかと思いますが、そちらについては一般のこの廃棄の関係には入ってこないという話になります。そちらのほうにつきましては、廃棄物広報誌の「ごろすけだより」において、医療廃棄物については適正な処理をしていただきたいという形で、皆さんのほうに周知はさせていただいております。また、こちらにつきましては、またこれからも周知はさせていただいて、今までも針刺し事故で清掃員さん、なかなかそういうところでけがをしてしまうということも耳にしているところもあります。ただ、今現状であるかという、今の現状ではそういった事故は起きてないという形なので、市民の皆さんについては御理解は一定程度いただけてるかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（荒幡伸一君） ありがとうございます。

そうだと思うんですけども、それでもやはりわからなくて出している方っていうのも、中にはいらっしゃるかと思いますが、これ本当に毎日各御家庭に行くと下がっているのを見ますので、そういった注意事項が書いてあれば、より安全にごみの排出ができるのかなというふうに思いますので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに。

○委員（二宮由子君） 直接この排出カレンダーではないんですけど、ここに書かれていることで伺いたいと思います。

リサイクル協力店ということで、表表紙のところに書いてあるんですけども、このリサイクル協力店が店舗ごとで回収ルールを守りっていうことで、店舗ごとでさまざまなんです。非常にたくさん回収してくださる店舗もあれば、それほどでもないという店舗もあり、消費者というか、市民としてみたら、そのできれば統一していただきたい。非常に回収して御協力いただいている店舗の方の統一していただければありがたいなというふうに思っています。というのも、マイバッグの中にリサイクル品入れて回収ボックスに入れるんですけども、それがその店舗によってさまざまだと、また違う店舗にそれを持っていかなきゃならないとか、本来

だったら買ったところに戻すというのが基本だとは思いますが、ぜひそういった統一していただくような働きかけも行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 難しい御質問かなというふうに思います。確かに今統一すると、委員おっしゃったとおり、すごく市民の方はわかりやすいかなというふうにも思います。ただ、やはり店舗ごとということは、やっぱり店舗ごとにも、その理由があるということ。また、店舗によって、その利益っていう話のところもやっぱり出てまいります。これをやってほしい、あれをやってほしいっていう話は、なかなか市のほうからは言いづらいというのが本音です。ただ、こちらのほうではこれからまた計画についても新しくさせていただきますので、そういったところも少しずつ動いていきたいなというふうに考えてはいます。

以上です。

○委員長（根岸聡彦君） ほかに御質疑、御意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（根岸聡彦君） それでは、②番の項目については終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） それでは、②番のごみ出しカレンダーに対する評価についての質疑については終了いたします。

お諮りいたします。

所管事務調査、市の一般事務に係るごみ行政についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

---

午前11時42分 開議

○委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査行政視察のとおりに、特定事件調査事項を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） 善通寺市のこの讃岐もち麦っていうの、ダイシモチって、これは当委員会に関係ある内容なんでしょうか。

○委員長（根岸聡彦君） こちらについては産業振興に関連する部分ということで、建設環境委員会の担当という形になります。

ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） それでは、御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため委員派遣を行う必要があります。よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（根岸聡彦君） これをもって、平成30年第1回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時44分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 根 岸 聡 彦